

返還ヨリ

ニニ對シ早坂課長ハ

會社ニ於テハ一旦解雇ヲ通知シタルモノテアリ其ノ効力ニ

既ニ發生シテ居レモノアハレカラ諸君ノ此ノ通知ヲ却却シテ

ニ別ニ其ノ効力ヲ認メタルモノテハナイト念フ所シ此ノ

通知書ハ單ニ預ンテ置クニ過キナイトテ此ノ要領ヨリ

斯クテ其儘ヨリ

(1) 解雇絶對反對

(2) 工場閉鎖反對

(3) 休業中ノ日給支給

外ニ前記ノ要領書トシテ提出セル四項目ヲ要求書トシテ担

出ニテ四答ヲ求メクルモ早坂課長ハ協議ノ上明ニ二十日午

前十時回答スヘント述ハタルヲ為メ交渉委員等ハセテ請トシ

テ午後零時三十分退去ス

本社會議室ニ於テ
知照ス

會社側 今井 早坂 西條 長外三名

労働者側 稲葉 外四名交渉委員

等命見昨日ノ要求ニ對スル回答ヲ求メタルニ

(1) 解雇絶對反對

答 回答ノ限リニアラスト拒絶

(2) 工場閉鎖絶對反對

答 拒絶

(3) 休業中ノ日給支給

答 總務甲能ニ聲明シタル通り支給スレント能ハスト拒絶

以下四項目ニ對シテ又前記各様拒絶セリ

斯ノテ武井淳松ヨリ各々ハ本向難ヲ連ニ解決セシメント出

來得ル限リ争議擴大ノ防止ニ努カシ居リタルニ會社ニ於テ